

別紙 2

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号）別添 1 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)		浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)	
表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法		表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法	
(略)	(略)	(略)	(略)
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、</u> 同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、</u> 同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
表 2 浸出液の分析方法		表 2 浸出液の分析方法	
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2 に定める方法</u>	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</u>
水銀及びその化合物	<u>基準検査方法告示の別表第 6 の 2 又は同別表第 7 に定める方法</u>	水銀及びその化合物	<u>基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法</u>
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、</u> 同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、</u> 同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u>	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</u>

	<u>に定める方法</u>
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2、同別表第 10</u> 又は同別表第 11 に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法
(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 5、 <u>同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法
ナトリウム及びその	基準検査方法告示の別表第 3、同別表

ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11</u> に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6</u> に定める方法
(略)	(略)
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 5 又は <u>同別表第 6</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6</u> に定める方法
ナトリウム及びその	基準検査方法告示の別表第 3、同別表

化合物	第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6、同別表第 6 の 2</u> 又は同別表第 20 に定める方法	化合物	第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6</u> 又は同別表第 20 に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5、同別表第 6 又は同別表第 6 の 2</u> に定める方法	マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、 <u>同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
別紙方法 1 ～ 5 (略)		別紙方法 1 ～ 5 (略)	